外部人材を活用して経営改善したい方におススメしたい！

新型コロナウイルス感染症対応「副業人材活用事業支援補助金」開始

対象者	次の①～③すべてに該当する方 ①市内に事業所を有する中小事業者および個人事業主（ただし、政治活動又は宗教活動を目的とする事業を営む者は除く。） ②補助対象事業の着手前に申請書を提出し、期限までに事業報告を提出できる方 ③市税等に滞納がない方
対象事業及び経費	①マッチング事業 ・中小企業者等が副業案件掲載サイト運営事業者、人材紹介事業者等へ支払う経費 ②副業人材活用事業 ・鉄道賃、航空賃、バス料金及び船賃の実費（ただし、最も経済的かつ合理的と認められる経路であって、公共交通機関の利用に要する経費とする。） ・宿泊費（食費を除く。） ・副業人材の活動に必要と認められる経費
補助額	補助対象経費の２分の１の額（上限１０万円・1,000円未満切り捨て）
申請期間	令和４年７月１日～令和４年１２月２８日
必要書類	①副業人材活用事業支援補助金交付申請書（様式第１号、別紙１、２） ②申請書別紙１、２に添付する経費が分かる資料 ③誓約書 ④市税等納付状況確認同意書 ⑤申請者の事業概要が分かるもの（会社のホームページや謄本など） ⑥本社が市外にある場合、市内に事業者を有することが分かるもの
申請先	多治見市役所産業観光課（本庁舎１階）

お問い合わせ先

多治見市役所　産業観光課　企業支援グループ　（本庁舎１階）

ＴＥＬ：０５７２－２２－１２５２（ダイヤルイン）

ＦＡＸ：０５７２－２５－３４００

〒５０７－８７０３　多治見市日ノ出町２丁目１５番地

多治見市マスコットキャラクター　うながっぱ

20220701